

第 79 号 議 案

和解及び損害賠償の額の決定について

当事者 甲 長崎県西海市 個人

当事者 乙 長崎県

甲及び乙は、令和 6 年 8 月 28 日、県管理港湾崎戸港の港湾施設（浮桟橋連絡橋）において、台風接近に伴い連絡橋を吊上げ、支柱に固定する作業中にワイヤーが破断したことにより連絡橋に乗っていた甲が落下し、怪我を負った事案（以下「本件事案」という。）について、次の条項により和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

第 1 条 本件事案に係る賠償額は、金 3,360,640 円とする。（全額県費負担）

第 2 条 甲及び乙は、本件事案については、前条の賠償額の支払いによって全てを解決し、他に何らの債権債務のないことを確認する。

令 和 7 年 6 月 16 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。